

## 商品概要説明書【やましんリフォームローン】

平成 30 年 4 月 2 日現在

1. 商品名（愛称）	やましんリフォームローン
2. ご利用いただける方	<p>■当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、または営業区域内の事業所に勤務されている方。</p> <p>■満 20 歳以上の方</p> <p>■安定継続した収入がある方。（年金受給者を含む）</p> <p>※派遣社員・パート等の非正規社員は、安定継続した収入があると認められる場合に限り対象となります。</p> <p>■日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方</p> <p>■ご本人または同居家族の持ち家である方</p> <p>■一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</p>
3. お使いみち	<p>■申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>※①は、申込日時点で、支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可</p> <p>①リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等</p> <p>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。</p> <p>③申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前 3 ヶ月の約定返済で、3 営業日以上履行延滞が 1 度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（①または②と合わせた申込みに限る）</p> <p>④リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金（①と合わせた申込みで 100 万円以内）</p> <p>【リフォームの例】</p> <p>子供部屋増築、システムキッチン設置、浴室ユニット取替、給湯ユニット取替、冷暖房システム導入、浄化槽設置、畳交換、クロス張替、フローリング張替、高齢者用設備設置、外壁塗装、車庫設置、物置設置、門扉設置、造園工事、瓦のふき替、給排水工事、トイレ改修工事</p> <p>■なお、「空き家解体費用」に対する取扱いは以下のとおりとなります</p> <p>【お使いみち】</p> <p>空き家解体に関する次の資金</p> <p>①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（滅失登記費用等を含む）</p> <p>※①は、申込日時点で、支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可</p> <p>②申込人が①を用途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p>

	<p>【申込時点における対象となる建物の条件】          申込人またはその家族が所有する建物である          事業専用で使用していた建物ではない          抵当権等の設定がある場合、抵当権者の了承および抹消への協力を得ていること</p>
4. ご融資金額	<p>■1,000万円以内（1万円単位） ※空き家解体費用のみの場合は500万円以内（1万円単位）</p>
5. ご融資期間	<p>■3ヵ月以上15年以内</p>
6. ご融資利率	<p>■変動金利          ※当金庫所定の住宅プライムレートを基準とし、年2回の基準日（4月1日と10月1日）にお借入利率の見直しを行い、基準日以降最初に到来する5月または11月の約定返済日の翌日から新利率が適用されます。</p>
7. ご返済方法	<p>■毎月元利均等返済または元金均等返済（元金据置期間は6ヶ月以内）。          ご融資額の50%以内までボーナス増額返済も可能です。</p>
8. 担保・保証人	<p>■一般社団法人しんきん保証基金の保証によりますので保証人・担保は必要ありません。</p>
9. 保証料	<p>■保証料（年0.68%）は融資利率に含まれます。</p>
10. 必要な書類	<p>■用途が確認できる書類（見積書・注文書・請求書・工事請負契約書など）          ■運転免許証（運転免許証を徴求できない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証（注）など本人と確認できるもの）          （注）健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。          ※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・外国人登録証明書</li> <li>・住民票抄本（在留資格の記載があるもの）</li> </ul> <p>■年収が確認できる書類（公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書控）          ■対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの）          ■普通預金通帳および届出印（普通預金通帳印）          ■住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳          ■支払済資金の場合は、領収書、通帳等</p>

11. 支払方法	<p>■ 工事契約先等に振込  (融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込不要)  ※支払済資金は除く</p>
12. 団体信用生命保険	<p>■ お客さまのご希望により、団体信用生命保険にご加入できます。  加入される場合は融資金利に保険料相当分として0.3%の金利をご負担いただきます。</p>
13. 手数料 (税込み)	<p>■ 一部繰上返済手数料  借入日から1年未満：無料  借入日から1年以上：5,400円</p> <p>■ 全額繰上返済手数料  借入日から1年未満：無料  借入日から1年以上：5,400円</p> <p>■ 条件変更手数料 (お客さまからの返済条件の変更のお申し出を受け、当金庫が認めた場合)  借入日から1年未満：無料  借入日から1年以上：5,400円</p>
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>■ 苦情処理措置  本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口 (9時～17時、電話 0120-454-585) までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所 (9時～17時、電話 03-3517-5825) 並びに関東地区しんきん相談所 (9時～17時、電話 03-5524-5671) でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>■ 紛争解決措置  東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会 (電話：055-235-7202) が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、<u>お客様相談窓口</u>または<u>全国しんきん相談所</u>等へお申し出ください。</p>
15. その他	<p>■ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>